平成２４年（フ）第２６７４号
札幌市北区新川４条２丁目５番25―512号
債務者　佐藤　聡子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６７６号
札幌市中央区南７条西８丁目１番地６　ルピナス７・８―201号
債務者　佐藤　昭雄（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６８７号
札幌市西区発寒５条７丁目４番14号
債務者　坂本　英志
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６８８号
札幌市西区発寒５条７丁目４番14号
債務者　坂本　京子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９９号
札幌市北区北６条西９丁目１番地　グランディール202号
債務者　丸谷　奈美（旧姓二本柳・田中）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７４１号
札幌市西区西町北３丁目４番12―116号
債務者　岩田美枝子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７８９号
札幌市北区北40条西５丁目５番25―601号
債務者　加藤　眞記
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９９号
札幌市豊平区平岸４条13丁目５番27号　室橋ハイツ401号
債務者　佐藤　　潔
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８０８号
札幌市中央区大通西22丁目３番８―306号
債務者　伊東　正智
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１２号
北海道恵庭市福住町３丁目15番７　ルナガーデン205号
債務者　野杉　聖治
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７号
山形県酒田市亀ケ崎１丁目７番９号
債務者　松村　靖弘
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２０４３号
名古屋市港区小碓４丁目213番地　鬼頭ハイツ405号
債務者　畠山　修一
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４６号
愛知県常滑市北条２丁目８番地　県営北条住宅１棟310号、従前の住所愛知県常滑市北条１丁目50番地の１　キャッスルハイツ常滑205号
債務者　加藤　　桂
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２５号
愛知県一宮市若竹２丁目２番１―401号　ビューパレス若竹大通り公園
債務者　齊藤まさみ
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１号
京都府舞鶴市北浜町16番地６
債務者　倉橋　　充
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第６７８３号
大阪市淀川区西三国１丁目２番29―403号
債務者　平山　貴雄
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７４号
大阪府豊中市待兼山町32番８―405号
債務者　山村久美子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部